慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	加藤修氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.12 (1984. 12) ,p.70- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841228-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

加藤修氏学位請求論文審査報告

加藤修氏から提出された学位請求論文「議決権代理行使の研究」の構成は、次のとおりである。

序　言
第一章　議決権代理行使の基礎
第二章　株主の書面による議決権行使
第三章　議決権代理行使に際しての代理権を証する書面
第四章　議決権行使の代理人資格制限
第五章　議決権行使を目的とする株式の資格譲渡
第六章　西独株式法における会社役員側による議決権代理行使
第七章　株式会社による自社株主の議決権代理行使
第八章　議決権代理行使制度の改善と代替方法
第九章　西独株式法上の取締役会と監査役会における欠席者の表決
第十章　附　論
　西独株式法上の監査役会における適法な表決使者とその限界
結　語

株式会社における最高の意思決定機関である株主総会については、株式の分散所有に伴って個人株主は経営に無関心となり、また、法人大株主の出現という近時の傾向を背景に、会社の経営は取締役と一部の大株主の手に委ねられ、株主総会における審議が形骸化してきた。そのため、資本主義体制のなかで、株主総会という機構をいかにして維持し、私的経済主体としての株式会社を発展させていくかは、理論的にはもちろん、実務上も大きな問題となってきている。この問題の解決策として最も重要なものは、総会には直接出席できないが、他の株主などにその議決権を代理行使させようとする株主にとって、いかにすればその意向を正確に総会の審議に反映させられるかという点であろう。ただ、この議決権の代理行使は委任状の勧誘と結びつき、経営者側による会社支配権の確保、あるいは、反対勢力による支配権奪取のためにも利用されるおそれがあり、その実施に際しては慎重な配慮を要することはいうまでもない。

本論文は、加藤氏がほぼ十年にわたって行ってきた、株主の議決権代理行使に関する研究を集大成したもので、印刷して三百頁をこえる労作である。従来、わが国で発表された株主の議決権の代理行使に関するモノグラフとしては、九州大学の今井

宏教授の「議決権代理行使の勧誘」、関西大学の菱田政宏教授の「株主の議決権行使と会社支配」などをあげることができる。これらの業績に対して加藤氏の論文の特色は、議決権代理行使の問題をいわば総合的に論じた点にある。すなわち本論文においては、議決権代理行使制度とそれに密接に関連する書面投票制度、株式の資格譲渡などのほか、欠席役員の取締役会における議決権行使についても研究がなされており、わが国における議論のみでなく、西ドイツにおける研究や資料も広く参照されている。

本論文の内容を見ると、まず第一章と第二章においては、株主の議決権代理行使の形態における二つの型として、寄託議決権型の議決権代理行使と委任状勧誘型の議決権代理行使を対比させ、両者はいずれも議決権の代理行使に関連して生ずる問題の解決を指向していることを指摘する。そして、両者の共通点と制度としての限界を明確にすると同時に、それに関連して書面投票制度についても検討しているが、書面投票制度は総会決議のあり方からすれば次善の策と評価すべきであり、しかも商法上、書面投票と会社による委任状勧誘制度との選択を許している点は不徹底のそしりを免れないとしている。

第三章、第四章においては、議決権代理行使に際して提出される代理権を証する書面、および、定款による議決権行使の代理人の資格制限に関する問題を検討している。そして、この点に関する規定の沿革を調べ学説、判例を詳細に検討した後、商法二三九条三項の代理権を証する書面には任意代理の場合のみでなく、法定代理権を証する書面も含まれることを明らかにしている。また、代理人資格を当該会社の株主に限る旨の定款規定は、株主の側に非株主を議決権行使の代理人として出さざるをえないことにつき正当な理由があり、かつ、その非株主を代理人と認めても会社側に不都合を生じない場合という限界はあるものの、これを有効と解すべきであるとの結論に達している。

第五章においては、株式譲渡の方式を形式的に利用して、外部に対してのみ株主として資格づけられた者の議決権行使の問題をとり上げている。このいわゆる株式の資格譲渡に基く議決権行使は、法律的には、議決権の代理行使と区別されるが、その機能の点では代理行使と類似するために検討を加えたものである。そして、西ドイツにおける資格譲渡の適法性に関する学説の変遷を考察した後、わが国の現行法の解釈上は、議決権行使を目的とする株式の資格譲渡は適法ではあるが、実質株主の意向を離れた議決権行使を資格株主に許すような形態では認められないとする。したがってわが国においては、株式の資格譲渡は奨励されるべきものではなく、委任状勧誘制度を発展させる方が望ましいと述べている。

第六章と第七章は、西ドイツにおける会社役員による議決権の代理行使の問題をとり上げ、また、西独株式法上、信用機関が自社株主の明示の指図を受ければ、自社株主総会において議決権行使の代理人となれると定められていることを手がかりに、

株式会社は自社株主総会において議決権行使の代理人となりうるかを論じている。ここでは西ドイツにおける議論の紹介が中心であるが、これによって、会社役員あるいは会社経営者側とされる人達を巧に規制することの必要性が再認識され、議決権代理行使における株主の代理人に対する指図の重要性が明確となった。したがって、わが国における制度の再構成が行われる場合には、上記に述べた諸点に留意すべきことを強く指摘している。

第八章においては、議決権代理行使の制度の限界を反省しながら、その改善策や代替方法について検討している。そして、従来の株主総会を前提とした場合には、株主の自主組織による議決権行使の方法、議決権代理行使を国家機関に依頼する方法、代理行使できる議決権の総量規制などを考察した後、それらの方法にはいずれも問題があり、容易には受け入れられないと評価する。これに対して、従来の株主議決権あるいは株主総会を前提としない方法についても、小株主の議決権否定論、株主代表者による総会に改める方法など、一部の大規模、公開的な会社についてはその採用が考えられても、株式会社全般について実施するには難しいものが少なくない。それにもかかわらず、会社経営者に株主の立場を尊重させるためには、株主の議決権を結集する配慮が必要であるから、議決権代理行使に関する改善策や代替方法の探求に努めるべきであるとしている。

最後に第九章と第十章においては、西独株式法上の取締役会と監査役会における欠席者の表決、および、西独株式法上の監査役会における適法な表決使者とその限界の問題をとり上げている。そしてこれらの研究をとおして、西ドイツにおける資料を紹介しながら論点を明らかにすると共に、わが国における欠席取締役の取締役会での議決権行使に関する立法論に寄与することを目指している。その際、表決伝達プロセスにおける近代的通信手段、たとえば電話、電報、テレタイプ、ファクシミリの利用可能性についても論述している点は注目される。

本論文の概要は上記に述べたとおりであるが、加藤氏は株主の議決権代理行使に関して、これまで学界でとりあげられた諸問題について自己の見解を明らかにすると共に、議決権代理行使制度に類似する機能をもつ諸制度、たとえば書面投票制度、株主の提案権、株式の資格譲渡などのほか、議決権代理行使制度の改善と代替方法、たとえば株主の自主組織による議決権行使の方法、株主代表者による議決権行使制度の総会への導入論などについても丹念に検討している。その結果、議決権代理行使制度に関して、わが国の学界における研究成果を大きく前進させると共に、総会実務の運営にも役立つ有益な研究と評価することができる。

更に指摘しなければならないのは、議決権行使制度に関してわが国で行われている学説や判例を検討した上に、諸外国の法制、特に西ドイツにおける学説や判例を紹介し、これとわが国の理論や実務を結びつけようと努力している点である。このこ

とは加藤氏が西ドイツに留学し、その学界の動向や実務に明るいことに基くものであるが、西ドイツの判例や学説を盛んに利用していることはもちろん、わが国では入手し難く紹介が遅れている各種の資料を引用し、その内容を詳細に検討している。そのため、本論文の内容はわが国における学説の展開に貢献するのみでなく、会社法の今後の立法作業にも好個の資料を提供するものといえる。

このように、本論文の内容と水準は高く評価することができるが、今後、加藤氏が研究を進める上での注文もないわけではない。まず、本論文を通読して感ずることは、西ドイツの学説、判例の紹介なり検討は詳細であるが、その問題をわが国の会社法の問題にひき直した場合の解釈と、それに基く立法論の展開ということになると、なお工夫を要する個所も見受けられる。たとえば、第二章株主の書面による議決権行使、第三章議決権代理行使に際しての代理権を証する書面に関する論述などにおいては、西ドイツにおける規制や学説が部分的に引用されるにとどまっており、反対に、第八章議決権代理行使制度の改善と代替方法においては、西ドイツの学説や実務における問題点の詳細な紹介が中心であって、それをわが国の株主総会の改善にどのように結びつけようとするのかが明らかでない。

また、第一章では西ドイツにおける寄託議決権型の議決権代理行使と並んで、同様の問題解決に向って工夫されているアメリカの委任状勧誘型の議決権代理行使についても研究を行っているほか、第七章では、そのアメリカ法に刺戟されて実現したフランスの委任状制度についても言及している部分がある。これら諸外国における制度の紹介に当っては、委任状制度の枠組みの紹介から更に進んで、その背景となった諸事情についての考察を試みていけば、一層、その部分の論述に説得力を増したのではないかと思われる。したがって、議決権代理行使の問題に関しては、今後はこれらの点に関心を向けることが望まれる。そして、本論文の執筆に注いだ真面目で熱心な態度を持ち続け、将来も充実した業績をあげていくよう期待するものである。

以上を要するに、加藤修氏から提出された学位請求論文は、議決権代理行使の問題について、比較法的考察に重点をおいた総合的な研究として、学界に裨益するものということができる。したがって、加藤修氏に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と考える。

昭和五八年七月一日

主査　慶應義塾大学教授　法学博士　高鳥正夫
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　内池慶四郎
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　倉沢康一郎